

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

施行規則第二十四条第一項の規定による届出があった件

○経済産業省、環境省告示七号（令和五年七月十九日）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十四条第一項の規定による届出があったので、同規則第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

- (一) 登録講習機関の名称 一般社団法人産業環境管理協会
(二) 登録講習機関の住所

変 更 後	変 更 前
東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	東京都千代田区鍛冶町二丁目二番一号

- (三) 講習の業務を行う事務所の名称及び所在

変 更 後	変 更 前
一般社団法人産業環境管理協会本部 東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	一般社団法人産業環境管理協会本部 東京都千代田区鍛冶町二丁目二番一号
一般社団法人産業環境管理協会関東分室 東京都千代田区内幸町一丁目三番一号	一般社団法人産業環境管理協会関東分室 東京都千代田区鍛冶町二丁目二番一号

- (四) 変更年月日 令和五年二月二十七日